

建災防宮城県支部からのお知らせ

令和2年11月1日

11月は過労死等防止啓発月間です！

厚生労働省では、11月を「過労死等防止啓発月間」と定め、過労死等をなくするためにシンポジウムやキャンペーンなどの取組を行っています。国民一人ひとりが自身にも関わることとして、過労死等の防止に理解を深め、「過労死ゼロ」社会を実現しましょう！

● 長時間労働防止のために取組むべきことは？

- 労働時間の的確な把握
- 36協定の順守と周知
- 長時間労働者への医師の面接指導

● 確かめよう労働条件(ポータルサイト)

労働条件や労働管理に関するQ&Aを、労働者やそのご家族向け、事業主や人事労務担当者向けにその内容を分けて掲載しています。

<https://www.check-roudou.mhlw.go.jp/>



● 心の健康を保つために取組むべきことは？

- メンタルヘルスに係る情報提供
- 管理者等へのメンタルヘルス研修の実施
- ストレスチェックの実施
- ハラスメントの防止等職場の環境改善

● こころの耳(ポータルサイト)

こころの不調や不安に悩む働く方や職場のメンタルヘルス対策に取り組む事業者の方などの支援や、役立つ情報の提供を行っています。

<https://kokoro.mhlw.go.jp/>



● 11月は「しわ寄せ防止月間」でもあります。

自社の労働時間短縮が、取引先や協力会社等の長時間労働の要因にならないよう、発注等に際して御配慮をお願いします。

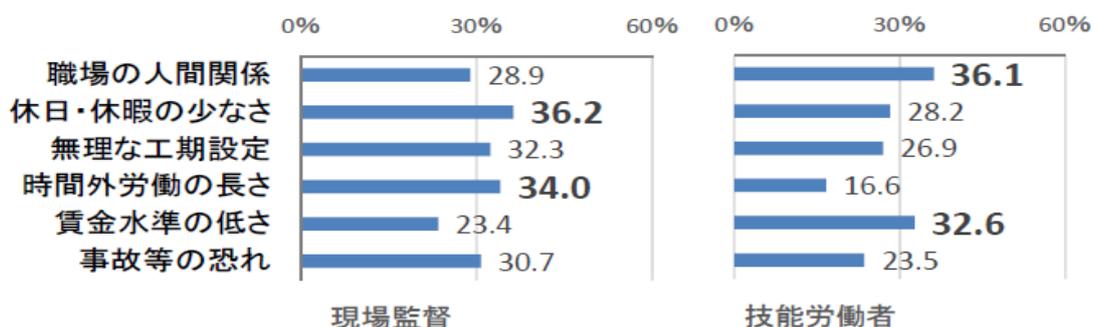
- ① 週末発注・週初納入、終業後発注・翌朝納入等の短納期発注を抑制し、納期の適正化を図ること。
- ② 発注内容の頻繁な変更を抑制すること。
- ③ 発注の平準化、発注内容の明確化その他の発注方法の改善を図ること。



(しわ寄せ防止特設サイト)

(参考) 建設職場のストレスは、労働時間・休日、給与、人間関係(厚生労働省調べ)

業務に関連したストレスや悩みの主な内容(労働者アンケート調査)



(資料出所) みずほ情報総研(株)「平成30年度過労死等に関する実態把握のための労働・社会面の調査研究事業」(厚生労働省委託事業)

宮城県内労働災害（建設業関係）の発生状況（令和2年9月末（速報値））

宮城労働局発表より

業種	平成30年 全期		令和元年 全期		令和元(平成31)年 9月末		令和2年 9月末		前年同月比較			
	死傷	死亡	死傷	死亡	死傷	死亡	死傷	死亡	死傷		死亡	
									増減数	増減率 %	増減数	増減率 %
全産業計	2589	23	2432	17	1550	13	1553	10	+3	+0.2	-3	-23.1
建設業	336	7	352	7	235	5	196		-39	-16.6	-5	-100.0
土木工事業	123	2	111	4	73	3	58		-15	-20.5	-3	-100.0
建築工事業	156	3	191	3	133	2	108		-25	-18.8	-2	-100.0
鉄骨・コンクリート造 家屋建築工事業	43	2	48	1	36		28		-8	-22.2		
木造家屋建築工事業	54		80	2	67	2	41		-26	-38.8	-2	-100.0
建築設備工事業	18	1	19		10		12		+2	+20.0		
その他の建築工事業	41		44		20		27		+7	+35.0		
その他の建設工事	57	2	50		29		30		+1	+3.4		

災害件数は令和2年9月末までに報告のあった労働者死傷病報告(休業4日以上)により計上しています。死亡件数は内数となっています。

橋梁塗膜除去工事や石綿除去工事などを行う作業者に 剥離剤による中毒が多発しています！

剥離剤を使用した塗膜の除去作業中に、剥離剤に含まれる有害物(ジクロロメタン、ベンジルアルコールなど)を吸い込み、意識不明、視覚障害等となる事案が多発しています。

法令で規制されていない物質でも、人体に有害なもの(中枢神経への毒性だけでなく、発がん性、生殖毒性を有するもの、化学火傷を生ずるものなど)もありますので、剥離剤を使用する場合は、以下の対策を講じるようにしましょう。

- 使用する剥離剤の容器に表示されているラベル、添付されている SDS を確認
～特に危険有害情報、取扱いおよび保管上の注意、ばく露防止および保護措置を確認
- SDS の情報に基づいて、ばく露防止措置を確実に実施
- 作業場所をビニルシートなどで覆って通風が不十分な場合は、排気装置を設けるなど、作業場所の有害物の濃度を低減させる対策を実施

宮城県の最低賃金は

時給 825 円 です！

10月1日から適用（1円アップ）



スマホ、携帯で
自分の地域の
最低賃金を
チェックしましょ！



建設業労働災害防止協会 宮城県支部

〒980-0824 仙台市青葉区支倉町2-48 宮城県建設産業会館5階

電話 022-224-1797 Fax022-265-5604